25　化学物質リスク研究事業及びその推進事業	化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定等の必要な管理を行い、さらに的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型
26　健康安全・危機管理対策総合研究事業及びその推進事業	地域健康危機管理の基盤形成対策、水安全対策、生活環境安全対策及び健康危機管理・テロリズム対策の総合的な推進に資することを目的とする研究事業並びにその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第三条第十六項及び第五条第二項中「表第９号」を「表第14号」に、「同表第10号」を「同表第26号」に、「国立がんセンター総長」を「国立保健医療科学院長」に改め、「同表第23号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、」を削り、「同表第28号」を「同表第25号」に、「一般公募型については」を「一般公募型及び若手育成型については」に改め、「と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」」を削る。

第七条第三項中「表第９号」を「表第14号」に、「同表第10号」を「同表第26号」に、「国立がんセンター総長」を「国立保健医療科学院長」に改め、「同表第23号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」と、」を削り、「同表第28号」を「同表第25号」に、「一般公募型については」を「一般公募型及び若手育成型については」に改め、「と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長に、厚生労働大臣が定める期間中に提出しなければならない。」」を削る。

第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第三項中「表第９号」を「表第14号」に、「同表第10号」を「同表第26号」に、「国立がんセンター総長」を「国立保健医療科学院長」に改め、「同表第23号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、」を削り、「同表第28号」を「同表第25号」に、「一般公募型については」を「一般公募型及び若手育成型については」に改め、「と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」」を削る。

第十二条第一項第三号中「0.2」を「0.3」に改める。

第十二条第二項中「表第９号」を「表第14号」に、「同表第10号」を「同表第26号」に、「国立がんセンター総長」を「国立保健医療科学院長」に改め、「同表第23号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、」を削り、「同表第28号」を「同表第25号」に、「一般公募型については」を「一般公募型及び若手育成型については」に改め、「と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」」を削る。

第十二条第三項中「表第９号」を「表第14号」に、「同表第10号」を「同表第26号」に、「国立がんセンター総長の承認」を「国立保健医療科学院長の承認」に改め、「同表第23号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長の承認」と、」を削り、「同表第28号」を「同表第25号」に、「一般公募型については」を「一般公募型及び若手育成型については」に改め、「と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長の承認」」を削る。

第十四条第四項、第十五条第二項、第十八条第四項、第十七条第三項、第十九条第三項及び第二十条第二項中「表第９号」を「表第14号」に、「同表第10号」を「同表第26号」に、「国立がんセンター総長」を「国立保健医療科学院長」に改め、「同表第23号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立精神・神経センター総長」と、」を削り、「同表第28号」を「同表第25号」に、「一般公募型については」を「一般公募型及び若手育成型については」に改め、「と、同表第29号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については「国立保健医療科学院長」」を削る。

附　則

平成二十二年度以前の補助金については、この告示による改正前の厚生労働科学研究費取扱規程の規定により国立がんセンター総長若しくは国立精神・神経センター総長がすべき事務又は国立がんセンター総長若しくは国立精神・神経センター総長に対してすべき報告、提出及び届出は、この告示の適用後は、それぞれ、厚生労働大臣がすべきもの又は厚生労働大臣に対してすべきものとし、その他の事務の取扱いは、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第百二十七号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　　厚生労働大臣　長妻　昭

第一号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「二・一七パーセント」を「二・四四パーセント」に改める。

第二号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「二・四四パーセント」を「二・三八パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第百二十八号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　　厚生労働大臣　長妻　昭

本則に次の一号を加える。

九　平成二十二年度　年率一・三パーセント

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　男子

年　齢	死亡率	年　齢	死亡率	年　齢	死亡率	年　齢	死亡率
15歳以下	0.00025	41歳	0.00092	67歳	0.00846	93歳	0.11778
16歳	0.00030	42歳	0.00100	68歳	0.00943	94歳	0.12740
17歳	0.00039	43歳	0.00112	69歳	0.01056	95歳	0.13742
18歳	0.00048	44歳	0.00123	70歳	0.01178	96歳	0.14785
19歳	0.00053	45歳	0.00131	71歳	0.01310	97歳	0.15868
20歳	0.00054	46歳	0.00138	72歳	0.01451	98歳	0.16991
21歳	0.00049	47歳	0.00149	73歳	0.01607	99歳	0.18153
22歳	0.00042	48歳	0.00168	74歳	0.01781	100歳	0.19354
23歳	0.00039	49歳	0.00192	75歳	0.01973	101歳	0.20592
24歳	0.00038	50歳	0.00214	76歳	0.02186	102歳	0.21865
25歳	0.00039	51歳	0.00228	77歳	0.02424	103歳	0.23172